

ヘッドライン

- 本格化する米中技術デカップリング
- 転機を迎える欧州の対中政策
- 経済安全保障推進法における特定重要物資
- コーポレートガバナンスとリスク: G20/OECD 原則改訂

本格化する米中技術デカップリング

米国政府は7日、先端半導体や半導体製造装置などに対する対中輸出管理の強化を発表。その厳しい内容は驚きをもって受け止められている。これまで半導体に関する措置は、ファーウェイやSMICといった個別企業向けのハイエンド品の輸出規制が中心だったが、今回は非中国企業の中国拠点向けを含め、より広範な規制を実施。また、米国人が中国企業に関連サービスを提供することも規制されたため、中国企業で働く米国人や各国メーカーの駐在員は離職や業務中断を迫られているという。

今回の措置について米国政府は、スーパーコンピューティングや人工知能(AI)の技術は中国の軍事力強化などに利用されると指摘。西側諸国が優位を維持する先端半導体の開発競争で中国の急速な追い上げを抑え込む方針だが、かえって中国側の国産化の動きを加速し、収入源や戦略的なレバレッジを失う結果になるのではとの指摘もある。

焦点はこうした技術デカップリングがどこまで広がるかだ。既にバイデン政権は量子コンピューティングやAIソフトウェアなどに対する規制強化を検討していると報じられている。政権幹部は重要な技術群としてコンピューティング関連技術、バイオ技術・バイオ製造、クリーンエネルギー技術を挙げ、こうした「force multiplier(力を倍加させる要素)」に関する技術優位の維持は安全保障上の課題であると述べており、今後の規制強化に注意が必要だろう。

転機を迎える欧州の対中政策

ロシアへのエネルギー依存の脱却を図る欧州では、「体制上のライバル」と位置付ける中国との経済関係に対する問題意識も高まりつつある。ボレル EU 外務・安全保障政策上級代表(外相)は、欧州の繁栄はロシアのエネルギーと中国の市場に支えられていたと指摘。20-21日の欧州理事会(EU 首脳会議)では、ウクライナ情勢などに加え、対中政策が主要議題となった。終了後の会見でミシェル欧州理事会議長は、対中経済関係において「相互主義の強化とリバランス」の取組が必要だとし、技術優位の確立や対外技術依存の回避の重要性を訴えた。

とりわけ注目されるのは、欧州経済を率いるドイツの対中政策だ。ドイツの貿易面での対中依存度は日米と比べて高いとは言えず、主要エネルギー源を依存していたロシアとは状況が異なるが、主力の自動車産業などでは中国市場の存在感が大きい。欧州全体の対中直接投資(18-21年)のうち、独自動車3社(フォルクスワーゲン、BMW、ダイムラー)と独化学メーカー・BASFの計4社が占める割合は34%に上る。ドイツ政府内でもこうした状況に対する警戒感は強まっている。

こうした中、国内では、主要港湾であるハンブルク港のコンテナターミナルに対し、中国国有海運大手・中国遠洋運輸(COSCO)の出資を認めるか否かが政治問題化。最終的に出資比率を制限することで承認が決定されたが、政府内でも異論があったとされる。ショルツ首相は11月初めに訪中して習近平国家主席と会談する予定。コロナ流行後の訪問はG7首脳として初、かつ歴史的な共産党大会の直後というタイミングもあり、その成果が注目される。

経済安全保障推進法における特定重要物資

日本政府は 5 月に成立した経済安全保障推進法に基づき、サプライチェーン強靱化に向けた支援制度の対象となる特定重要物資を年内にも指定するものとみられている。政府は具体案を公表していないが、報道によれば、①半導体、②クラウド、③蓄電池、④永久磁石、⑤工作機械・産業用ロボット、⑥航空機部素材、⑦重要鉱物、⑧LNG、⑨船舶機関、プロペラ、航海用機器、⑩抗菌薬、⑪肥料原料が検討されているという。18日に自民党が政府に提出した総合経済対策に向けた提言でも上記 11 分野が言及されていることから、これらの指定は既定路線となっている模様。

個別の品目にどの程度の予算が割り当てられるかは不明だが、別の枠組みでの支援が先行している半導体では数千億円規模の補助金が投じられ、台湾の半導体大手・TSMC の誘致が決まった九州・熊本県では周辺産業を含めた経済効果に期待が集まる。補助金頼みの産業振興には危うさもあるが、各国が産業政策を活発化させる中、政府による積極投資は当面続きそうだ。

なお、上記のうち、半導体、蓄電池、重要鉱物、医薬品（抗菌薬）は政府が当初から重視していた物資であり、指定は順当とも言える。一方、小林経済安全保障担当大臣（当時）は今年 3 月、食料やエネルギーは「既存の法的枠組みや政策体系で既に備蓄を始めとする安定供給確保のための措置が講じられているケースがある」と指摘した上で、指定の必要性については「しっかりと検討していく必要がある」として、指定に消極的をとれる発言を行っていた。ロシアのウクライナ侵攻による供給不安を踏まえ、方針が変更された可能性もあるが、対象が広がれば個別の品目に対する支援が相対的に手薄になるおそれもある。

コーポレートガバナンスとリスク：G20/OECD 原則改訂

コーポレートガバナンスに関する国際基準として各国で参照される「G20/OECD コーポレートガバナンス原則」の改訂作業が進んでいる。1999 年の策定以降、2004 年と 2015 年に改訂されたが、コロナ禍の経験を踏まえて昨年 4 月に OECD（経済協力開発機構）が見直しを決定。今年 9 月から 10 月にかけてドラフトに対するパブリックコメントの募集が行われ、さらなる議論を経て来年にも採択される見込み。

見直しにおける 10 の優先課題の中には、「ESG リスクの管理」、「新たなデジタル技術の発展と新興機会・リスク」、「危機・リスク管理」などが含まれており、サステナビリティに関する取組の強化に加え、複雑化する経営環境におけるリスク管理やレジリエンス（強靱性）確保に焦点が当てられている。具体的には、取締役会が適切に対応すべき非事業（non-operational）リスクとして、健康に関する危機、サプライチェーンの混乱、地政学的緊張が挙げられたほか、特に「デジタルセキュリティリスク」の重要性に言及がある。また、監査委員会の負担軽減やリスク管理の強化のため、専門のリスク委員会を別途設置することも有益との指摘がなされている。

G20/OECD 原則は日本のコーポレートガバナンス・コード策定でも参照されており、日本企業のリスク管理をめぐる議論にも影響を与えることになりそうだ。

* 2015 年の現行版から OECD と G20 が共同で策定している。

担当	丸紅経済研究所 企画・渉外チーム シニア・アナリスト 玉置 浩平	E-mail: TAMAOKI-K@marubeni.com
住所	〒100-8088 東京都千代田区大手町1丁目4番2号	
WEB	https://www.marubeni.com/jp/research/	

(注記)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。